

宇部市プレーカー運営業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年2月

宇部市 こども未来部 こども政策課

宇部市プレーカー運営業務委託

プロポーザル実施要領

目 次

1	事業名称	1
2	事業概要	1
3	業務期間	1
4	業務内容	1
5	提案上限額	1
6	参加資格要件	1
7	募集に関するスケジュール等	2
8	企画提案書等の提出	3
9	候補者の選定	5
10	契約に関する事項	6
11	その他	6
12	問い合わせ及び提出先	7

1 事業名称

宇部市プレーカー運営業務

2 事業概要

本事業は、次世代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、自動車(以下、プレーカーという。)に遊び道具(以下、プレーキットという。)を積載し、市内の様々な場所に出向いて、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことができる場を創り出すことを目的とします。

プレーカーは、どこにでも出張できることから、時・場所・場合の変化にあわせた実施が可能であり、こうした機会を創出することで、子どもたちを介した地域活動の促進・コミュニティの活性化につながります。

3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの単年度契約とします。

ただし、特に問題がなければ契約を更新できるものとします(最長3年間)。

4 業務内容

「宇部市プレーカー運営業務委託に係る仕様書」に記載のとおり

5 提案上限額

3,033,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1) 法人その他の団体であること。
 - ① 複数の団体により構成される共同事業体(以下、共同事業体という。)による応募も可とする(代表団体を定めること)。
 - ② 個人での応募は不可とする。
 - ③ 同一応募者が複数の応募を行うことはできない。
 - ④ 応募者は、他の応募団体の構成員になることはできない。
- (2) プレーカーの管理運営や野外活動等に関する業務経験を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定に抵触しない者であること。
- (5) 国税、県税、市税(個人市県民税を含む。)を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法及び民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (7) 役員等(応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成される場合は当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力、又は関与していないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (11) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

7 募集に関するスケジュール等

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年2月 9日 (金)	市ウェブサイトに掲載
募集に関する質問の受付期限	令和6年2月15日 (木) 17時	電子メール
質問の回答期限	令和6年2月19日 (月)	市ウェブサイトに掲載
参加表明書の提出期限	令和6年2月21日 (水) 17時	電子メール、持参又は郵送
参加資格決定通知	令和6年2月22日 (木)	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和6年3月 4日 (月) 17時	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和6年3月11日 (月) 予定	
審査結果の通知	令和6年3月中旬予定	
契約締結	令和6年4月 1日 (月)	

(1) 参加表明書の受付

■ 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号の1、共同事業体による応募の場合は様式第1号の2）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 団体概要調書（様式第3号）
- ④ 団体役員名簿（様式第4号）
- ⑤ 団体等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類（任意様式）
- ⑥ 法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書（発行から1か月以内のもの：写し可）

■ 提出期限

令和6年2月21日（水）17時（必着）

■ 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※開封確認を付した電子メールに参加表明書（様式第1号の1、共同事業体による応募の場合は様式第1号の2）を添付し事務局に送信する。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和6年2月21日（水）17時必着とする。

■ 提出先

「12 問い合わせ及び提出先」に記載

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

下記により実施要領等に関する質問を受け付けます。

■ 提出期限

令和6年2月15日（木）17時

■ 提出方法

電子メール

※開封確認を付した電子メールに質問票（様式第10号の1及び様式第10号の2）を添付し、事務局に送信する。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

■ 回答方法

令和6年2月19日（月）までに、市ウェブサイトに掲載する。

- (3) 参加資格審査結果の通知
令和6年2月22日(木)
※参加資格審査結果は全ての応募者に、電子メールにより通知する(共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知する)。
- (4) 参加資格非該当理由の説明請求
- ① 参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、宇部市長に参加資格非該当理由についての説明を求めることができる。
 - ② 参加資格非該当の説明請求の提出方法等
 - (ア) 提出先 参加表明書の提出先と同じ。
 - (イ) 提出方法 参加表明書の提出方法と同じ。
 - (ウ) 受付時間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。
 - ③ 参加資格非該当理由の説明請求に対する回答
参加資格非該当理由の説明請求への回答は、最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面により行う。
- (5) 応募書類の受付
応募方法等については、本実施要領の「8 企画提案書等の提出」を参照してください。
- (6) プレゼンテーション
- 日 時 令和6年3月11日(月) 予定
 - 場 所 宇部市役所 3階 防災情報センター 予定
 - 審査方法 本実施要領の「9 候補者の選定」に記載のとおり
 - その他 プレゼンテーション等の詳細は応募者に別途通知します。
- (7) 審査結果の通知、公表
- 日 時 令和6年3月中旬予定
- (8) 契約締結
- 日 時 令和6年4月1日予定

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ① (任意様式) 団体等の活動実績報告書(令和4年度、令和5年度の2か年分)
※ 新設団体又は設立初年度の団体の場合、提出は不要です。
※ 会社概要書 会社の概要パンフレット及び組織図等があれば添付してください。
 - ② 共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出してください。
(様式第5号) 共同事業体結成協定書兼委任状
(様式第6号) 共同事業体連絡先一覧
 - ③ (様式第7号) 事業計画書・業務提案書
仕様書を熟読の上、業務目的達成に向けて実施方針、実施フロー、工程計画等について、事業者の識見を活かして具体的にわかりやすく提案し、記載してください。
A4、A3判用紙を用いることとし、A3判の資料の場合は、A4判に折り込んで添付してください。
 - ④ (様式第8号) 業務実施体制調書
配置予定の業務責任者、担当者を記載してください(担当者を複数配置する場合は、主任担当者を選定し、明記するとともに、本業務を担当する管理責任者、担当者について、担当する分担業務を記載してください)。
 - ⑤ (様式第9号) 配置予定者調書
業務実施体制調書に記載したうち、主たる配置予定者について作成してください。
 - ⑥ (任意様式) 参考見積書(全経費を見積り、積算内訳も記載すること)。
見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、提案上限額以内の金額とすること。

- ⑦ (任意様式) 業務実績書
過去5年間に受託者として完了したプレーカー等業務について、業務実績を記入してください(契約を証明する書類の写しを添付のこと)。
- (2) 提出部数
正本1部及び副本5部(正本がカラー印刷のものは、副本もカラー印刷とすること。)
- (3) 提出期限
令和6年3月4日(月)17時(必着)
- (4) 提出先
「12 問い合わせ及び提出先」に記載
- (5) 提出方法
持参又は郵送
*持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。
*郵送の場合は、書留郵便により令和6年3月4日(月)17時必着とする。
- (6) 提出書類作成上の留意事項
- ① 企画提案書
ア 企画提案書は、1事業者あたり1提案とする。A4版、横書き、左綴じで製本すること。
(図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判への折込みをすること。)
イ 企画提案書の表紙には、宛名(宇部市長)、タイトル(宇部市プレーカー運營業務に係る企画提案書)、提出年月日及び事業者名を記載すること。
ウ 企画提案書の作成にあたっては、以下の内容について記述すること。
a 業務実施体制
b 仕様書の業務内容に即した具体的な提案
c その他の提案事項
事業費限度額の範囲内で事業の有効性及び効率性の向上につながる提案
※仕様書の範囲外で提供が可能なサービス等があれば併せて示すこと。
- ② 参考見積書
業務に要する費用は積算根拠を明確にして作成すること。
- (7) 応募にあたっての注意事項
- ① 応募団体構成の変更禁止
複数の団体が共同(共同事業体)で応募する場合、代表団体、構成団体の変更は認めません。
- ② 応募の辞退
応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第11号)を提出してください。
なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとします。
- ③ 費用負担
応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④ 提出書類の取扱い
提出された申請書等の書類は返却しません。また、宇部市情報公開条例に基づき提出書類の全部又は一部を公開することがあります。
- ⑤ 申請後の内容変更の禁止
提出された申請書等については、軽微な場合を除きその内容を変更することはできません。
- ⑥ 申請後の無効又は失格
以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となることがあります。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
エ 審査を行うにあたり、不相当と選定委員会が判断したとき。
オ 実施要領に定める手続を遵守しないとき。

9 候補者の選定

(1) 選定委員会による選定

「宇部市プレーカー運営業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し審査します。

(2) 選定方法

参加資格の要件を満たす者を対象に候補者の選定を行います（応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います）。

審査は、提出した資料を用いたプレゼンテーション審査を行います。

なお、提案者が1者の場合であっても実施します。

(3) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を非公開で行います（提出した資料を用いてプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の委員がその説明に対して質問等を行います）。

① 所要時間は1者30分とします。内訳は次のとおりです。

ア 準備5分

イ プレゼンテーション15分

ウ 質疑応答10分

② プレゼンテーション審査の参加人数は管理責任者を含み3名までとします。

応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は応募辞退とみなしますのであらかじめ御了承ください。

(4) 審査基準

次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、候補者を選定します。

① プレーカー等について正確な認識があり、かつ当該業務等に精通していると認められること。

② 事業計画書の内容が良好かつ確かな業務を遂行できるものであると認められること。

③ 事業計画書の内容が本件業務委託仕様書の内容を的確に反映し、わかりやすく、かつ事業の発展等を見据えたものであると認められること。

④ 執行体制及び配置人数が円滑かつ確実な業務執行を行えるものであると認められること。

⑤ 事業計画が最小の経費で最大の効果を上げられるものと認められること。

※別表評価基準に基づく各審査員の評価点を合計し、総合点の6割以上を得た企画提案の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

(5) 評価基準

- | | |
|-----------|-------|
| ・非常に優れている | 9～10点 |
| ・優れている | 7～8点 |
| ・普通 | 4～6点 |
| ・やや劣っている | 2～3点 |
| ・著しく劣っている | 1点 |

(6) 選定結果の通知

応募者全員に、郵送にて速やかに自己の結果のみを通知します（共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに郵送します）。

また、候補者の選定については市ウェブサイトに掲載します。

各評価の点数及び順位は公表しませんので、予め御了承ください。

また、結果に対する異議等は一切受理しませんので、予め御了承ください。

(7) 非特定理由の説明請求

① 選定結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、宇部市長に非特定理由についての説明を求めることができます。

② 非特定理由の説明請求の提出方法等

ア 提出先 企画提案書等の提出先と同じ。

イ 提出方法 企画提案書等の提出方法と同じ。

ウ 受付時間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の平日9時から

12時まで、13時から17時までの間とする。

③ 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行います。

10 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先として特定

本プロポーザルにより選定した最優秀者（第1優先交渉権者）を、契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するものとし、本契約の契約締結交渉を行うものとし、

選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整の上決定します。

この場合に、市は必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができますものとし、

(2) 第1優先交渉権者と協議が整わない場合や、第1優先交渉権者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点交渉権者と契約締結の交渉を行うものとし、

(3) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行います。

(4) 契約保証金については、宇部市財務規則（昭和44年宇部市規則第4号）第98条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とします。

ただし、同規則第99条の規定に該当する場合は、免除等することがあります。

(5) 契約金額

3,033,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とします。

※確定は市予算の議決後

(6) 契約の仕様

① 契約の仕様については、第1優先交渉権者の事業計画書に記載された内容を尊重し、宇部市において定めます。

② 契約の仕様決定にあたり、第1優先交渉権者に対し業務の具体的な提案等を依頼することがあります。

③ 全ての経費について、一括して業務委託契約を締結することを想定しています。

(7) 契約内容等

本契約は、宇部市財務規則によるものとし、

(8) 失格による契約の解除

本契約の契約後に、契約者が「8.(7)」に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがあります。

11 その他

(1) 提案募集に参加する場合は、本業務プロポーザル実施要領、仕様書(案)等を熟読し、それらを遵守してください。

(2) 提案募集に参加する者は、交渉権者決定後において、本プロポーザルに係る実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に意義を申し立てることはできません。

(3) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

(4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 企画提案書は1者につき1案とします。

(6) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。

(7) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本法定通貨に限ります。

(8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

(9) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、市が本案件のプロポー

ザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

- (10) 提出された書類は一切返却しません。
- (11) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (12) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ① 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑤ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (13) 本募集に係る契約については、令和6年3月市議会における予算の議決が前提であり、変更することがあります。

1.2 問い合わせ及び提出先

宇部市 こども未来部 こども政策課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電話：0836-34-8566 FAX：0836-22-6051
E-mail：kodomo@city.ube.yamaguchi.jp

(別表)

宇部市プレーカー運営業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準

評価項目	採点基準	配点
候補者の適正	類似の実績を有しており、成果を上げているか。	10
提案内容の有効性	業務に関する基本的な考え方を理解し、それらに沿った提案内容になっているか。創意工夫や魅力のある内容になっているか。(開催回数、場所、方法、安全管理など)	10
	プレーキットの選択や手持ち遊具の活用に対する工夫や魅力的な提案がされているか。	10
	関係団体等との共創による効果等の拡大につながる提案がされているか。	10
	広報について、広く認知してもらい、多くの利用者につながるような手段や方法を提案しているか。	10
	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みが構築されているか。	10
提案内容の実現性	提案内容を確実に実施するための適切な実施体制やスケジュールを提案しているか。また提案者がその体制を構築できる運営基盤を有しているか。	10
	経験や資格を有し、本業務を的確に遂行できる人材を当てているか。	10
	安全・危機管理に配慮がされており、そのための適切な体制が計画された提案内容であるか。	10
見積金額	見積額(税込)について相対的に評価します。 ・全提案者中、最低見積額を満点とし、その割合で案分して評価します。 ・配点10点×(最低見積額÷提案見積額) ※小数点以下切捨て	10
合計		100/100

※各審査員の評価点の合計が、総合点の6割以上を得たものの中で、最高得点となった事業者を受託候補者として決定する。